

市長会見の項目（概要）

と き：令和2年12月23日(水)14:00～

ところ：市政記者室

「新型コロナウイルス感染症の影響を受ける飲食店等への水道料金及び下水道使用料の支払猶予及び特例減免制度」について

<担当：水道局総務部お客さまサービス課 電話：06-6616-5467>

<担当：建設局総務部経理課（下水道使用料）電話：06-6615-7545>

<担当：経済戦略局産業振興部企業支援課 電話：06-6264-9832>

【フリップあり】

- ◆ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を抑えるため、令和2年12月29日（火）まで、市内全域の飲食店等に対し、午後9時までの時短営業をお願いしているところである。
- ◆ 経営状況が厳しくなっている飲食店等を経済的に支援するため、「新型コロナウイルス感染症の影響を受ける飲食店等への水道料金及び下水道使用料の支払猶予及び特例減免制度」を実施する。
- ◆ 大阪市水道局と直接給水契約がある市内全域の「酒類を提供している飲食店等」または「酒類を提供している飲食店等が入居しているテナントビルのオーナー、管理会社等の給水契約者」を対象とする。
- ◆ 対象期間は、令和3年1月検針分から3月検針分までの上下水道料金である。
- ◆ 支払猶予は、お支払いを最長1年（12か月）間猶予するものであり、12月24日（木）から申請を受け付けるが、できる限り大阪市行政オンラインシステムをご利用いただきたい。なお、申請には添付書類は不要である。
- ◆ また、上下水道料金の特例減免については、令和2年3月までに開業し、申請日時時点で営業をしている飲食店分が対象となり、令和3年4月以降に申請を受け付ける。申請方法の詳細については、決定次第、大阪市ホームページに掲載する。
- ◆ 特例減免は、令和元年と令和2年の売上状況を比較し、売上額の減収率に応じて行う。
 - ・ 減収率が50%以上 → 全額減免
 - ・ 減収率が30%以上～50%未満 → 半額減免
- ◆ テナントビルのオーナー等の方には、申請時に、入居している飲食店等に減免相当額を還元することを誓約いただくとともに、入居している飲食店等の売上減収が分かる書類の取りまとめなど、申請手続の準備にご協力をお願いしたい。